

平成24年度

地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に関する評価結果

- ・ 全体評価調書
- ・ 項目別調書

平成25年9月

秋田県地方独立行政法人評価委員会

評価基準について

○評価基準は評価委員会で決定し、評価については項目別評価と全体評価により行う。

項目別評価 … 中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容を総合的に勘案し評価する。

全体評価 … 項目別評価の結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

○項目別評価の評定区分と評価基準は次のとおり

区分	評 価 基 準
S	特に優れた実績を上げている 計画を順調に実施しているという達成度だけでなく、特筆すべき実績が認められるもので、評価委員会が特に認めた場合のみ評定する、いわゆる「エクセレント」の観点からの評価
A	年度計画どおり実施している 達成度が100%以上と認められるもの
B	概ね年度計画を実施している 達成度が80%以上100%未満と認められるもの
C	年度計画を十分には達成できていない 達成度が80%未満と認められるもの
D	業務の大幅な改善が認められるもの 評価委員会が特に認める場合
※ 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記評価基準により評価することを基本とし、定性的な評価指標が設定されている場合は、上記評価基準に基づき、委員の協議により評価する。 評価の最小単位以外の評価項目については、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。	

地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に関する全体評価調書（平成24年度）

全体評価

事業の実施状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供については、引き続き各部門において幅広い医療・療育サービスの提供がなされている。重症心身障害児（者）生活介護サービスにおいては、一日当たりの通園利用者枠の拡大に向け、人員配置等環境整備の具体的検討が望まれる。また、短期入所事業、日中一時支援事業等においては、利用促進に向け、市町村、住民等に対する積極的な事業の周知・広報が望まれる。
- 療育従事者の確保・育成については、任期付看護師の採用が困難となっている状況を踏まえ、多様な勤務体制の整備に向け、業務実態を踏まえた対応が求められる。
- 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供については、福祉に関する第三者評価で課題とされた事項への対応とともに、医療に関する第三者評価の早期受審に向けた取組が期待される。また、療育拠点病院はもとより、地域の医療施設、福祉関係施設とのより積極的な連携が求められる。
- 療育に関する地域への貢献については、地域の療育関係機関との情報共有の機会が増加しており、今後とも地域の療育体制への積極的な支援が期待される。また、幅広く研修受入れを行うことにより、県内の療育従事者の育成に資することが期待される。

財務状況について

全体として計画どおり実施していると認められる。

- 医業収益、福祉収益ともに増加傾向にあり、収入確保に向けた取組の成果がみられるが、未収金回収に向けた規程の整備が行われておらず、早期の対応が求められる。

法人のマネジメントについて

全体として計画どおり実施していると認められる。

- より効率的な業務運営に向け、医療・療育情報や財務会計、人事給与等の各種システムの改善について計画的な対応が望まれる。

中期計画の達成状況

年度計画は順調に実施されているが、中期計画の達成状況を十分に踏まえた年度計画の策定が望まれる。

組織、業務運営等に係る改善事項等について

組織、業務の運営等に関し、特に改善を勧告すべき点はない。

項目別評定結果（秋田県立療育機構）

評価項目	評点
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 質の高い療育の提供	A
(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供	A
① 各診療科の連携による総合的な診断・治療	A
② 総合的なリハビリテーションによる発達支援・障害の軽減	A
③ 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対するきめ細やかな療育の提供	A
④ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対する必要な療育の提供	A
⑤ 在宅の重症心身障害児・者に対する通園による健康管理や生活指導の実施	A
⑥ 市町村事業の受け入れ	A
⑦ 在宅の障害児・者に対する療育指導の実施	A
(2) 療育従事者の確保・育成	A
① 療育従事者の確保	B
② 療育従事者の育成	A
(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供	A
① インフォームド・コンセント等	A
② 療育環境の充実	A
③ 療育サービス評価の推進	A
④ 地域連携の推進	A
⑤ クリニカルパスの作成及び適用	A
⑥ 総合相談体制の充実	A
(4) より安心で信頼される療育の提供	A
① 医療事故等の防止	A
② 院内感染対策の充実	A
③ 法令の遵守と情報公開の推進	A
2 療育に関する調査及び研究	A
3 療育に関する地域への貢献	A
(1) 地域の療育体制の支援	A
(2) 研修会等への講師派遣	A
(3) 巡回による療育指導の提供	A
(4) 県内の療育従事者の育成	A
(5) 療育情報の発信、普及啓発	A
(6) ノーマライゼーションの理念の促進	A
(7) 在宅における障害児・者への新たな支援体制づくりの検討	—

評価項目	評点
4 ライフステージに応じた総合相談	A
(1) 総合相談体制の充実	A
(2) 子ども全般に関する相談対応	A
5 発達障害児・者への支援	A
(1) 支援機能の充実・支援の実施	A
(2) 関係機関との連携	—
(3) 普及啓発・研修会等の実施	A
(4) 支援員の知識・技術の向上	A
(5) 家族団体や関係機関等による連絡会の開催	A
(6) 苦情対応窓口の設置・対応	—
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A
1 効率的な運営体制の構築	B
(1) 管理体制の構築	A
(2) 効率的な業務運営の実現	B
(3) 職員の意識改革	B
2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成	A
(1) 事務職員の専門性の向上	A
(2) 人材の確保	—
3 収入の確保、費用の節減	A
(1) 収入の確保	B
(2) 費用の節減	A
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A
IV 短期借入金	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—
VI 剰余金の使途	—
VII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A
1 施設及び設備の整備に関する計画	A
2 人事に関する事項	A
3 職員の就労環境の整備	A

地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に関する項目別調書（平成24年度）

				評 定
I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置				A
1 質の高い療育の提供				A
中 期 計 画 の 項 目	年 度 計 画 の 項 目	年 度 計 画 に 係 る 実 績	評 定	評 価 結 果 の 説 明 及 び 特 筆 す べ き 事 項 等
(1) 疾患、障害、発達に応じたきめ細かな療育の提供			A	総合的な評定としては年度計画どおり実施していると認められる。
① 各診療科の連携による総合的な診断・治療			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<p>■ 各診療科連携による総合的な診断及び治療を提供する。</p>	<p>● MRIやCT、誘発電位等高度医療機器を活用して障害疾患診断センターとしての役割を果たし、県内医療機関にその周知を図る。</p>	<p>○ 常勤の小児科、整形外科、精神科、歯科医師に加え、非常勤の耳鼻咽喉科、眼科、小児循環器科、小児外科などの専門医師と連携協力して、総合的な診断と治療を行った。医師の立ち合いのもとに外部医療機関からの依頼も含め、MRI 125人、CT 78人、ABR（脳幹反応聴力検査）10人、誘発電位などの検査を行った。</p>		
② 総合的なリハビリテーションによる発達支援・障害の軽減			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<p>■ 総合的なリハビリテーションを行い、発達支援や障害の軽減を講じる。</p>	<p>● 障害児の家庭での療育を支援するため、母子入院を実施するとともに、肢体不自由児に対し、長期休暇等を利用して短期集中リハビリテーションを行い、発達支援や障害の軽減を講じる。</p> <p>● 利用者の方が自立的で快適な生活を送るための支援として、医師、理学療法士、作業療法士等のチームで、座位保持装置や車椅子等を適切に活用するためのシーティング外来を行う。</p>	<p>○ 母子入院は1年間を通じ受け入れ、延べ118人に対して1,114日行った。夏、冬、春などの長期休暇を利用した約1週間の短期集中リハビリテーション入院は、計13名（夏7人、冬4人、春2人）に対し67日行った。</p> <p>○ 医師、理学療法士、作業療法士等のチームで座位保持装置や車椅子等を適切に活用するためのシーティング外来を行った。（50日 715回）</p>		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
<p>③ 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対するきめ細かな療育の提供</p> <p>■ 入所治療の肢体不自由児や重症心身障害児に対して、リハビリテーションを含む治療をはじめ、生活指導や日常生活の援助等家庭に準じたきめ細かな療育を提供する。</p>	<p>● 県内の小児科を標榜する医療機関や療育施設に対し、医療療育センターとしての医療・療育機能の周知を図る。</p> <p>● 入院入所治療の肢体不自由児、重症心身障害児に対し、生活指導や日常生活の援助等家庭に準じたきめ細かな療育を提供する。また、幼児、学卒児童に対し、保育士・児童指導員を中心とした療育活動を提供する。</p> <p>● 入所児童の個別支援計画の作成について検討する。</p>	<p>○ 県内の小児科医、小児整形外科医、医療従事者に対し、医療療育センターの業務内容を研究会などで紹介し、理解の促進に努めた。</p> <p>1. 第56回秋田県整形外科医会 平成24年10月：秋田市</p> <p>2. 第5回秋田県小児整形外科セミナー 平成24年6月：秋田市</p> <p>3. 第48回秋田県小児神経・発達研究会 平成24年8月：秋田市</p> <p>4. 第19回秋田県学校保健・学校医研究会 平成24年12月：秋田市</p> <p>このほか、学会発表、論文の投稿などを行った。</p> <p>○ 医療型障害児入所施設（杉の子病棟）において、児童個々の特性に応じた指導を行い、集団生活を通じ、社会性や協調性を養うことにより、いきいきと生活ができるよう支援した。医療型障害児入所施設（ひばり病棟）においては、児童が設定活動等を通して家庭生活に準じた日常生活を送れるよう、きめ細かな支援を行った。具体的には、次の指導、援助を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭に代わる日常生活の日課の設定等生活規律の指導を行った。 ・療育活動（未就学児保育、学卒児活動、超重症児保育、母子入院児保育、余暇活動、自主活動、自習、買い物、遊びの援助、看護師と共同での入浴、おやつ介助）の指導を行った。 ・誕生会、お楽しみ会、七夕集会、クリスマス会等の行事を計画的に実施した。 ・かがやきの丘祭り、竿燈、ボランティアの慰問等センター内外の行事へ参加した。 ・主治医、看護部と連携して療育相談を随時実施した。 ・秋田きらり支援学校と連携し、児童に関する双方の共通理解の形成に努めた。 ・児童の活動通信を作成し、家族に配布した。 <p>このほか、遊びや学習の学生ボランティアを受け入れ、交流の促進を図った。（延べ206名40日）</p> <p>○ 個別指導計画を作成し、実施した。（11名）</p>	<p>A</p>	<p>個別支援計画を作成・実施した点は評価され、年度計画どおり実施していると認められる。</p>

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
④ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対する必要な療育の提供			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<p>■ 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対して、早期に通園により、障害や発達に応じた訓練・指導等必要な療育を提供する。</p>	<p>● 在宅の肢体不自由児や知的障害児に対し、発達段階別（6グループ）に乳幼児通園を実施し、訓練・指導等必要な療育を提供する。なお、サービス提供時間は9:00から15:00まで、定員は医療型児童発達支援40名、児童発達支援60名とする。</p>	<p>○ 児童の運動や言葉、対人関係、身辺処理等の発達促進を目的として、発達段階や障害の状況等により6グループに編成し、各グループの特性に応じた保育・指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボーテージ早期教育プログラム（米国で開発された障害乳幼児向けのプログラム）に基づき、個々の発達状況に応じた個別指導を行った。（691人） ・ 遠足、運動会及びクリスマス会等、年間行事を計画的に実施した。 ・ 地域の保育所、幼稚園に通う児童について、その保育所等を訪問するとともに、職員を受け入れることにより、療育相談や指導の適正化に努めた。（児童数53名施設数35カ所 訪問回数40回） ・ 保護者に対し勉強会を開催することにより、福祉・医療に関する知識や情報の提供を行うとともに、随時家族からの相談に対応した。 		
⑤ 在宅の重症心身障害児・者に対する通園による健康管理や生活指導の実施			A	年度計画どおり実施していると認められる。一日当たりの利用者枠の拡大に向け、人員配置等環境整備の具体的検討が望まれる。
<p>■ 在宅の重症心身障害児・者が家族と共に、より豊かな生活を送っていただくため、通園により、健康管理や生活指導を行う。</p>	<p>● 在宅の重症心身障害児・者に対し、重症心身障害児（者）生活介護サービスを実施し、健康管理や生活指導を行う。なお、サービス提供時間は9:30から15:30まで、バスによる送迎や入浴サービス等を提供するほか、1日の利用人数は10人とし、将来的には職員配置等環境が整い次第増員していく。</p>	<p>○ 登録20名。1日10名の利用者枠で実施し、送迎と入浴サービスを提供するとともに、生活指導や健康管理を行うことにより、在宅での不安の解消に努めた。日常生活動作、運動機能訓練など必要な療育を行い、併せて保護者に対し、家庭での療育技術の習得、向上を図った。サービス提供時間は9:30から15:30まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭りなど年間行事を計画的に実施した。 ・ 健康診断を2回実施した。 ・ 保護者に対する個別面談を1回実施した。家庭での療育の悩みに対する助言、指導を行ったほか、利用者のニーズに的確に対応できるよう努めた。 ・ 利用者増員に向け、親子1日利用体験を実施した。このほか、支援学校生徒、他施設、その他の団体、個人の見学の随時受入れを行った。 ・ 利用者を対象とした広報誌「よつ葉」を発行し（隔月1回）、利用状況や行事の案内等の周知を図った。 		
⑥ 市町村事業の受け入れ			A	年度計画どおり実施していると認められる。利用促進に向け、引き続き積極的な事業の周知・広報が望まれる。
<p>■ 短期入所事業及び日中一時支援事業等の市町村事業を積極的に受け入れ、在宅の障害児・者に対して療育を提供するとともに、家族に一時的な休息を提供する。</p>	<p>● 短期入所事業及び日中一時支援事業等の一層の利用促進を図るため、実施主体である市町村に対し、周知の徹底を図るとともに、住民への広報の充実を要請する。</p>	<p>○ 短期入所事業は契約者78人（9市町村）について、延べ215人に対し858日行った。日中一時支援事業は契約者14人（5市町）について、延べ64人に対し133日行った。実施主体である市町村と法令で定める各市町村の相談支援事業所等へパンフレットを配布し、利用促進のための周知を図った。</p>		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
⑦ 在宅の障害児・者に対する療育指導の実施			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<p>■ 在宅の障害児・者に対して、家庭や関係機関の訪問及び外来等を通して療育指導を行う。</p>	<p>● 秋田周辺圏域に居住する外出困難な在宅障害児・者を対象に、セラピストや保育士等による巡回指導を実施するとともに、近隣市町村と協力して幼児教室を開催する。</p>	<p>○ 人工呼吸器で在宅生活している潟上市の児童の家庭を理学療法士、作業療法士が5回訪問し、家庭での対応等について指導を行った。 幼児教室については、男鹿市、潟上市、五城目町の協力を得て、各10回実施し、延べ159人の参加があった。</p>		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(2) 療育従事者の確保・育成			A	総合的な評価としては年度計画どおり実施していると認められる。
① 療育従事者の確保			B	概ね年度計画どおり実施していると認められる。
<p>魅力ある働きやすい職場づくりや、本県の中核的な療育機関として子ども達の成長を支えながら、自らの能力向上を可能とする体制を整備する。その上で、様々な広報活動や効果的な募集等により、療育従事者の確保に努める。</p>	<p>● ア 魅力ある働きやすい職場づくり (ア) 必要な療育従事者の確保に努め、過重労働の防止を図る。 (イ) 看護体制について3交代制を実施するが、2交代制も含め多様な勤務体制を検討する。</p>	<p>○ ア (ア) 任期付看護師の採用は、困難な状況であるため、看護師の指導のもとで看護補助者が可能な業務、看護補助者のみで可能な業務については、介護福祉士を看護補助者として採用し、看護師の業務軽減を図った。 (イ) 2つの病棟の夜勤体制は3交代制4人夜勤で行い、障害者施設等入院基本料10：1の施設基準をクリアしたが、ワークライフバランスを考慮し、より働きやすい多様な勤務体制の検討を進めていく。</p>		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
<p>■ イ 自らの能力向上を可能とする体制の整備 (ア) 診療を支えながら研修を行う医師の身分保障を充実する。 (イ) 診療能力の向上や診療技術の習得に関する指導体制の整備により、自らの資質の向上を希望し意欲のある療育従事者の確保に努める。 (ウ) 療育の向上に資する研究環境を整備し、専門知識の習得に意欲のある療育従事者の確保に努める。</p> <p>■ ウ 広報活動 ホームページ、法人独自の紹介冊子、各種メディアや講演等、様々な機会を捉え、広報活動に努める。</p> <p>■ エ 公募 療育従事者を公募し、時宜を捉え効果的な募集や採用の方法により、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>● イ 自らの能力向上を可能とする体制の整備 (ア) 診療を支えながら研修を行う医師の身分保障を充実する。 (イ) 診療能力の向上や診療技術の習得に関する指導体制の整備により、自らの資質の向上を希望し意欲のある療育従事者の確保に努める。 (ウ) 療育の向上に資する研究環境を整備し、専門知識の習得に意欲のある療育従事者の確保に努める。</p> <p>● ウ 広報活動 ホームページ、パンフレット等により、医療療育センターの業務について広く周知、広報に努める。</p> <p>● エ 公募 ホームページの活用や紹介機関への登録等により、全国を視野に入れながら時宜を捉えて公募し、必要な療育従事者の確保に努める。</p>	<p>○ イ (ア) 医師が相互に診療を補完し合うなど、研修や学会に参加しやすい環境づくりに努めた。 (イ) キャリアアップとして看護管理研修ファーストレベル研修2名、実習指導者講習会2名、訪問看護師養成講習会1名、認定看護師講習会1名を受講させた。 (ウ) センター主催の看護研究発表会を平成25年2月14日に開催し、発表演題3題で参加者32名であった。保育士・指導員については、療育担当職員研修など10研修会(延べ12名)に参加し、専門知識の習得、技術向上を図った。また、センター内での定例研究発表会を開催し、情報の共有、業務目的の意識向上を図った。(6回・延べ186名参加)</p> <p>○ ウ パンフレット、ホームページの活用により、より詳細な療育情報、診療情報等を掲載して広く周知を行うとともに、施設見学者の積極的な受入れ等により、センターの紹介に努めた。</p> <p>○ エ 看護師等専門職員の確保に向けて、迅速かつ的確な募集活動を展開するためホームページを活用するとともに、県内外の紹介機関のほか、県内の養成校にも直接募集活動を実施した。採用実績は、看護師4名、ソーシャルワーカー1名、保育士2名。</p>		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
<p>② 療育従事者の育成</p>			A	<p>年度計画どおり実施していると認められる。</p>
<p>療育機構における療育従事者を対象とする教育・研修体制を構築し、専門性の向上を図る。</p> <p>■ ア 研修 (ア) 療育機構外における、学会、研究会、研修会等への積極的な参加により、情報発信、情報収集に努め療育水準の向上を図る。</p> <p>(イ) 療育従事者の研修体制を整備し、これに基づく研修会等を充実させ、専門知識の向上と均衡化を図る。</p> <p>(ウ) 高度医療実習等により療育従事者の育成を図る。(人工呼吸器患者、感染管理、重症ケア等)</p> <p>■ イ 県立病院機構等との人事交流による医療従事者の能力向上への寄与</p>	<p>● ア 研修 (ア) 療育機構外の学会、研究会、研修会等への積極的な参加及び療育機構内の多職種合同・短時間研修会等の定期的な開催により、情報の発信及び収集に努め療育水準の向上を図る。</p> <p>(イ) 県内8カ所での巡回相談及び関係機関とのケース検討会を開催するほか、秋田周辺圏域の保育所や幼稚園等を訪問し、障害児保育担当職員への療育技術指導を実施する。</p> <p>● イ 県立病院機構との人事交流について 職員の育成、資質の向上を目指し、新たに人事交流を実施する。</p>	<p>○ ア (ア) センター外の看護研究発表及び学会・研究会に次のとおり参加した。 ・全国肢体不自由児施設療育研究大会 [10月 新潟市 3名参加 1題発表] ・東北・北海道肢体不自由児施設療育担当職員研修会 [9月 秋田市 12名参加 5題発表] ・日本子ども虐待防止学会 [12月 高知市 1名参加 1題発表] ・日本ボース研究東北ブロック症例検討会 [11月 仙台市 3名参加 1題発表]</p> <p>また、秋田県看護協会や心身障害児総合医療療育センター(東京都板橋区)主催などの研修会に参加した。</p> <p>さらに、心身障害児総合医療療育センターで毎年複数回開催される障害児の研修会に看護師、保育士が参加した。そのほか、医師、リハ職員などが多くの学会、研究会に参加した。</p> <p>(イ) 秋田市を除く県内8カ所で巡回相談を行うとともに、関係する市町村福祉・保健関係者、保育所、幼稚園、療育施設の職員とケース検討会を行い、発達支援や保護者への対応等の技術的なアドバイスを行った。秋田周辺圏域の保育所や幼稚園等を計26回訪問し、障害児担当職員に発達支援や保護者への対応等の支援を行った。</p> <p>(ウ) 感染予防対策活動の中心を担う専従の感染管理認定看護師を育成するため、日本赤十字秋田看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター認定看護師教育課程(感染管理)に看護師1名を受講させた。 (期間：平成24年6月1日～11月30日 6ヶ月間)</p> <p>○ イ 平成24年4月1日から人事交流を実施。 (交流者1名、職種：理学療法士)</p>		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(3) 利用者・家族の視点に立った療育サービスの提供			A	総合的な評定としては年度計画どおり実施していると認められる。
① インフォームド・コンセント等			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、検査及び治療の選択について利用者・家族の意志を尊重するため、インフォームド・コンセントを一層徹底する。 ■ 薬剤師が、薬効や副作用の説明を行い、安全で確実な薬剤管理指導を行い、服薬に関わる事故の防止を図ること等により、安定した治療効果の発現に寄与するよう努める。 ■ 利用者等が、主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合に適切に対応できるよう、セカンドオピニオンに取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者・家族の信頼のもとで診療を行うとともに、検査及び治療の選択について利用者・家族の意志を尊重するため、インフォームド・コンセントの一層の徹底を図る。 ● 薬剤師が保護者に対し、医師の指示により薬効や副作用の説明等の薬剤管理指導を行い、退院後の安定した治療効果の発現に寄与する。 ● 利用者等が主治医以外の専門医の意見及びアドバイスを求めた場合、セカンドオピニオンが円滑に得られるよう協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外来時間以外に特別の時間を設定するなど、時間をかけて説明し、書面での了承を得て行った。 ○ 外来患者院内処方が発行された場合、薬袋には患者氏名、薬名、用法を印字し、製剤写真や薬効又は副作用を記した文書を提供することにより、服薬に関する注意点を説明した。入院患者には必要に応じて同様の文書を提供した。 ○ 患者から直接セカンドオピニオンを求められたことはないが、他の医師からの照会などでは意見を伝えたことはある。また、患者からの他医師の紹介の求め及び意見の求めには、快く応じた。 		
② 療育環境の充実			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の重度・重複化や利用者のプライバシーの保護等に対応できるよう療育環境の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の重度・重複化に対応して高度医療機器を有効活用する。 ● 利用者面談における積極的な相談室利用によって得られるプライバシー情報の保護を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ MRI、CTの活用により、診断技術が向上した。また、超重症児については、人工呼吸器、モニターなども必要に応じて活用した。 ○ 総合相談では、個別に相談室を利用してプライバシー保護を徹底した。入所児については、病棟カンファレンスルームで面談し、プライバシーの保護に努めた。 		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
③ 療育サービス評価の推進			A	福祉に関する第三者評価の受審がなされており、年度計画どおり実施していると認められる。今後、課題とされた事項への対応とともに、医療に関する第三者評価の早期受審に向けた取組が期待される。
<ul style="list-style-type: none"> ■ ア 療育サービスの自己点検と第三者評価委員による評価を行う。 ■ イ アンケートや苦情受付等により利用者の意見・要望を把握し、サービスに反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ア 療育サービスの自己点検と第三者評価委員による評価を実施する。 ● イ 利用者の苦情や提案等を受け入れるため、「意見箱」を活用するとともに、メールや電話などによる相談窓口を広げ、利用者の意見や要望等を把握し、サービスの改善、向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ア 療育サービスのうち、福祉に関するサービスの第三者評価委員による評価については、秋田県社会福祉協議会が実施する福祉サービス第三者評価を受審し、利用者の利便性の向上を図るとともに職員の意識改革に努めた。 ○ イ 提言・要望・苦情等解決実施要綱に基づき、「意見箱」をセンター内5カ所（1階病棟、2階病棟、外来待合室、通園玄関ホール、入所者用出入口）に設置し、24年度は12件の要望等を受け付けた。これに対し、要綱に基づく運営適正化委員会において回答を作成し、理解を得るとともにサービスの向上に努めた。 		
④ 地域連携の推進			A	年度計画どおり実施していると認められる。今後、療育拠点病院はもとより、地域の医療施設、福祉関係施設とのより積極的な連携が求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ ア 病病・病診連携、地域療育医療拠点事業施設との連携の強化を図る。 ■ イ 利用者のライフステージに応じた支援のため、市町村、地域の福祉関係機関（施設）等との協力ネットワークを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ア 秋田大学医学部附属病院、秋田赤十字病院、独立行政法人国立病院機構あきた病院や、県北・県南の療育拠点病院を中心とした定期的な情報交換や連携を図る。 ● イ 医療や福祉関係者はもとより広く県民に対し、医療療育センター及びそのサービス内容の周知を図るため、フォーラムを開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ア 秋田赤十字病院、秋田大学と医療療育センターの医師、リハビリテーションスタッフ、看護師などが集まり、センターにおいて患者などのカンファレンス、検討会を2回開催した。 ○ イ 学校関係機関、保護者等を対象とした「秋田県発達障害者支援センター開設5周年記念講演会」を開催し、センター及びサービス内容の周知を図った。 		
⑤ クリニカルパスの作成及び適用			A	年度計画どおり実施していると認められるが、早期のクリニカルパス適用に向け具体的な取組が求められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ クリニカルパスの作成及び適用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリニカルパスの作成及び運用について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子カルテ内での将来的なパスの運用に向けて、手術（整形外科・歯科）・母子入院・牽引先天性股関節脱臼の入院・短期訓練入院用パスについて検討し、情報収集した。 		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
⑥ 総合相談体制の充実			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者が安心して療育を受け、円滑に地域生活ができるよう、医療ソーシャルワーカー等による総合相談体制を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者が安心して療育を受け、円滑に地域生活ができるよう、医療ソーシャルワーカー等による総合相談体制を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療ソーシャルワーカーや社会福祉士等が面接、電話での相談を受けた。(入院・入所1,232件、経済問題273件、療育・教育相談283件、受診援助等322件、計2,110件) 		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(4) より安心して信頼される療育の提供			A	総合的な評価としては年度計画どおり実施していると認められる。
① 医療事故等の防止			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各部門に共通する医療事故等防止対策マニュアルと、各部門に特化したマニュアルを作成し関係職員に周知して、医療事故等の防止を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各部門に共通する医療事故等防止対策マニュアル及び部門におけるマニュアルを関係職員に周知するとともに、「医療安全管理委員会」を定期的に開催して事故等の防止を図る。 ● 入院入所や外来・通園等による利用児童に対する虐待の防止及び早期発見のためにマニュアルに基づき、職員に対してその周知徹底を図るとともに、発生時に組織的に対応できるよう虐待防止体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療安全管理委員会を毎月開催し、再発防止策の検討を実施したほか、議事録及びインシデントレポート(152件)の回覧による危険情報を共有し、医療安全意識の醸成を図った。また、看護部業務委員会において、再発防止策の周知及び手順マニュアルの修正・周知を図った。 ○ 看護部や通園部など各部門ごとの対応を記載した医療事故防止対策マニュアルに基づき、周知徹底を図った。 		
② 院内感染対策の充実			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者・家族等の安全や職員の健康確保のため、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど、院内感染対策の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者・家族等の安全や職員の健康確保のため、院内感染予防対策マニュアルにより感染源や感染経路などに応じた適切な予防策を実施する。 また、院内感染対策に関する事項の検討は「院内感染対策委員会」において行い、下部組織である「院内感染対策チーム(ICT)」を中心として感染対策活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 院内感染予防対策委員会を毎月開催し、感染情報の周知を図った。また、院内感染対策チームを立ち上げ、院内感染防止の要となるリンクナースの活用及び手洗い研修を全職員に実施した。さらに、インフルエンザなどが流行した際は随時同委員会を開催し、予防対策を職員に周知徹底した。 ○ 医療安全管理委員会を毎月開催し、事故防止の意識向上を図るため、全職員に対し2回の研修会を開催した。 ○ 毎月第1金曜日に看護部長と各部署責任者(リスクマネージャー)による安全パトロールを実施し、医療安全と感染予防対策の強化を図った。 		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
③ 法令の遵守と情報公開の推進			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<p>■ ア 医療法や児童福祉法をはじめとする関係法令に基づき、療育従事者としての内部行動規範、倫理等について規則化し、職員への徹底を図る。</p> <p>■ イ カルテ、レセプトはもとより、看護記録、生活指導記録等個人情報の適切な管理を行うとともに、情報公開については秋田県個人情報保護条例及び秋田県情報公開条例の適用の下に適切に行う。</p>	<p>● ア 医療法や児童福祉法をはじめとする関係法令に基づき、療育従事者としての内部行動規範、倫理等について規則化し、職員への周知徹底を図る。</p> <p>● イ カルテ、レセプトはもとより、看護記録、生活指導記録等個人情報の適切な管理を行うとともに、情報公開については個人情報保護規程及び情報公開条例及び関係法令の下に適切な処理を行う。</p>	<p>○ ア 職員倫理規程に基づき、職員への周知徹底を図った。</p> <p>○ イ 個人情報については、情報を電子化したことに伴い、IT関連システム管理運営委員会による適切な管理を行っている。また、情報公開規程、個人情報保護規程及び診療情報の提供に関する規程に基づき、情報公開について県へ個人情報取扱事務登録簿を提出するなど適切に行った。</p>		

I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置				評定
2 療育に関する調査及び研究				A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
<p>■ 専門的な調査・研究及び研修等を実施し、医師をはじめ療育スタッフ等の専門知識の習得と技術の向上を図るほか、医療・福祉等の各分野における人材育成を行うことにより、県内の療育水準の向上と均衡化を図る。</p>	<p>● 専門的な調査・研究及び研修等を実施し、医師をはじめ療育スタッフ等の専門知識の習得と技術の向上を図るほか、医療・福祉等の各分野における人材育成を行うことにより、県内の療育水準の向上と均衡化を図る。</p>	<p>○ 看護師の継続教育として経年別研修を取り入れ、新人研修のほかレベル1～5の研修・職位毎研修や看護部委員会主催の研修会等、延べ48回実施した。また、毎月、部署毎学習会も実施した。</p> <p>○ 学会や研修会に出席し、知識の習得と技術の向上を図った。また、県内への医師、リハビリスタッフ、保育士、臨床心理士等が県内の関係施設等の求めに応じて巡回相談、訪問療育指導を行った。このほか、研修会や勉強会に当センターの職員を派遣した。</p>		年度計画どおり実施していると認められる。

I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					評 定
3 療育に関する地域への貢献					A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
(1) 地域の療育体制の支援			A	地域の療育関係機関との情報共有の機会が増加しており、年度計画どおり実施していると認められる。今後とも積極的な支援が期待される。	
<p>■ 地域療育医療拠点事業及び障害児等療育支援事業の施設をはじめ、市町村、地域の福祉関係機関、教育関係機関、保育関係機関等と療育に関する情報の共有を進めるなど連携を強化し、地域の療育体制を支援する。</p>	<p>● 地域療育医療拠点事業や障害児等療育支援事業の実施設をはじめ、市町村、地域の福祉関係機関、教育関係機関、保育関係機関等と療育に関する情報の共有を進めるなど連携を強化し、地域の療育体制を支援する。</p>	<p>○ センターでのリハビリのほか、地域療育医療拠点施設である平鹿総合病院及び北秋田市民病院でリハビリを受けている児童について、その内容等の情報交換を行った。(12回)</p> <p>○ 巡回相談と同時開催のケース検討会において、障害児等療育支援事業実施施設、市町村、保育所と児童についての情報共有を図った。(21回)</p>			
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
(2) 研修会等への講師派遣			A	年度計画どおり実施していると認められる。	
<p>■ 医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育従事者を対象とした研修会や地域座談会への講師派遣等に取り組む。</p>	<p>● 医師等による地域の療育機関等への支援、地域の療育従事者を対象とした研修会や地域座談会への講師派遣等に取り組む。</p>	<p>○ 精神科医、小児科医（メンタルヘルス担当）を講師として地域の療育従事者や学校職員の研修会や懇話会に派遣した。</p> <p>○ 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修事業として、日本赤十字秋田看護大学、秋田県長寿社会振興財団に看護師を講師として派遣した。</p>			
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
(3) 巡回による療育指導の提供			A	年度計画どおり実施していると認められる。	
<p>■ 県内の障害児等療育支援事業と地域療育医療拠点事業の施設やその利用者に対して、医師やセラピスト等が巡回して療育指導を提供する。</p>	<p>● 障害児等療育支援事業を積極的に活用し、次の活動を行う。</p> <p>ア 「訪問療育指導」として、療育指導を希望する障害児の家庭訪問をしたり、地域で幼児教室を行う。</p> <p>イ 「外来療育相談・指導」として、月2回の集団指導と個別指導を行う。</p>	<p>○ 障害児等療育支援事業を積極的に活用し、次の事業を行った。</p> <p>ア 「訪問療育指導」として、潟上市に住む外出困難な児童の家庭をリハビリテーション部門の理学・作業療法士、保育士等が訪問し、訓練や生活面の指導を行った。また、総合相談・地域療育支援部所属保育士が、秋田周辺圏域の市町村と協力して、男鹿市、潟上市、五城目町を会場に「幼児教室」を開催した。(159件)</p> <p>イ 「外来療育相談・指導」として、外来療育を利用している乳幼児と保護者を対象に、集団や個別指導を通じて、子どもの発達支援を行うとともに、子どもへのかかわり方、遊び方をアドバイスした。また、乳幼児通園退園児童のフォローとして、乳幼児通園担当保育士が退園児童個別指導を行った。(1,778件)</p>			

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
	ウ 「療育技術指導」として、障害児が在籍する保育所などを訪問し職員に療育に関する技術指導を行う。 エ 「在宅支援専門療育指導」「施設支援専門指導」として医師・臨床心理士・セラピストが巡回指導を行う。 オ 障害児施設や保育所などの児童指導員・保育士・保健師や関係職員を対象とした研修事業を行う。	ウ 「療育技術指導」として、保育所や幼稚園等を保育士が訪問して、障害児保育を担当している職員への技術指導を行った。(26件) エ 「在宅支援専門療育指導」として、診療部の臨床心理士を中心に小児科医、理学療法士、言語聴覚士がチームを作り、各圏域の障害児等療育支援事業実施施設や児童デイサービス事業所等の依頼を受け、各圏域を巡回して指導活動を行った。また、「施設支援専門指導」として、各圏域の巡回に合わせ、指導を行った児童が利用している施設職員等とケース検討を行い、日常の訓練等に対するアドバイスを行った。(285件) オ 障害児施設、保育所等の職員を対象とした地域療育のための研修会「ポータージ早期教育プログラム1日セミナー」を開催した。		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(4) 県内の療育従事者の育成			A	年度計画どおり実施していると認められる。今後、幅広く研修受入れを行うことにより、県内の療育従事者の育成に資することが期待される。
■ 県内の療育従事者の育成を図るため、教育研修体制を整備するとともに、専門分野の研修医や研修生等の受入れを行う。	● 地域療育医療拠点事業の実施施設に勤務するセラピスト等の資質の向上を図るため、計画的な研修受入れ等を行う。	○ 地域療育医療拠点施設である北秋田市民病院に勤務する理学療法士、作業療法士の研修受入れを行った。(14日)		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(5) 療育情報の発信、普及啓発			A	年度計画どおり実施していると認められる。
■ ホームページ等を通じ、療育情報の発信及び障害児・者の理解に関する普及啓発に取り組む。	● ホームページ等を通じ、療育情報の発信及び障害児・者の理解に関する普及啓発に取り組む。	○ 施設見学者の積極的な受入れ、ホームページを利用した各種情報提供等により、積極的に療育情報の発信、普及啓発に取り組んだ。		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(6) ノーマライゼーションの理念の促進				
<p>■ 地域住民を対象としたセミナー、広報などを積極的に行うとともに、地域交流や各種行事等へのボランティアの受入れを行い、ノーマライゼーションの理念の一層の促進を図る。</p>	<p>● 隣接する特別支援学校と連携しながら地域交流を行うほか、学生ボランティア等の受入れを積極的に行い、ノーマライゼーションの理念の一層の促進を図る。</p> <p>● 臨床等実習生の受入れについては、臨床実習若しくは保育実習を希望する学生及び他施設職員を実習生として受け入れ、県全体のレベルアップを図るための支援を行う。また、それに伴い実習施設の提供も行う。</p> <p>● 入所児を対象に、秋田きらり支援学校との連携を目的として「連携ケース検討会」を実施する。</p> <p>● あきた総合支援エリア内の3校、医療療育センターを利用する幼児児童生徒や保護者、地域住民が一堂に会して交流を深めるため、「かがやきの丘祭り」を実施する。</p>	<p>○ 特別支援学校と連携した地域交流については、「かがやきの丘祭り」を実施した。秋田大学の学生ボランティアを定期的を受け入れ、遊びや学習指導を通して交流を深めた。</p> <p>(1) 遊びのボランティア (月2回、日曜日13:30～15:00)</p> <p>(2) 学習ボランティア (毎週火曜日17:00～18:00)</p> <p>このほか、慰問としてNTT竿灯会、ホスピタルクラウンの受入れを積極的に行った。</p> <p>○ 臨床等実習生の受入れについては、県内外の養成校等から医学、看護、歯科衛生、介護、理学・作業療法専攻の学生や保育実習として保育士養成校からの学生の受入れを積極的に行った。また、連携ケース検討会を8回実施した。</p>	A	<p>年度計画どおり実施していると認められる。障害の程度に応じ可能な限り地域に出向き、地域社会と交流の機会を設ける取組が期待される。</p>
(7) 在宅における障害児・者への新たな支援体制づくりの検討				
<p>■ 訪問診療・訪問看護・軽度障害児の日中一時支援の可能性等、各種の社会資源と連携して、在宅における障害児・者への新たな支援体制づくりを検討する。</p>	<p>● (年度計画なし)</p>		-	

I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					評 定
4 ライフステージに応じた総合相談					A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
(1) 総合相談体制の充実			A	年度計画どおり実施していると認められる。	
<p>■ 障害児・者への療育の情報はもとより、家庭における養育、就学、進路、就労、生活、福祉等ライフステージに応じた多方面にわたる各種サービス情報の提供や利用までのバックアップを行うため、各専門機関と連携した総合相談体制を充実させる。相談にあたっては、ワンストップサービスに努める。</p>	<p>● 教育専門監の配置等教育機関との連携を図り、総合相談機能の強化・充実を図る。</p>	<p>○ 総合相談・地域療育支援部に常駐する秋田きらり支援学校所属の教育専門監が、就学に関する保護者からの相談や関係機関との調整等を行った。また、施設内の活動のほか、幼児教室に参加しての相談活動を行った。(159件)</p> <p>○ 看護師による外来診療に関する医療電話相談を実施した。(125件)</p>			
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
(2) 子ども全般に関する相談対応			A	年度計画どおり実施していると認められる。	
<p>■ 育児等に不安を持つ家庭に、障害はもとより、子育てやしつけ等、子ども全般に関するあらゆる相談に幅広く対応する。</p>	<p>● 育児等に不安を持つ家庭に、障害はもとより、子育てやしつけ等、子ども全般に関するあらゆる相談に幅広く対応する。</p>	<p>○ 社会福祉士、臨床心理士など多職種の職員が、それぞれの専門性を生かし、家族からの相談に対応した。(療育・地域生活2,110件、発達障害1,864件、計3,974件)</p>			

I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置					評 定
5 発達障害児・者への支援					A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
(1) 支援機能の充実・支援の実施			A	年度計画どおり実施していると認められる。	
<p>■ 発達障害児・者及びその家族等に対する支援を総合的にを行い、一層の支援機能の充実に努める。</p> <p>■ 療育部門の医師をはじめとする療育従事者との連携と助言のもとで、適切な支援に努める。</p>	<p>● 青年期の発達障害者及びその家族等を支援するため、「つどいの場」を開催する。</p> <p>● 発達障害を専門とする精神科医を配置するとともに、小児メンタルを専門とする小児科医との連携、及び特別支援教育を専門とする教育支援員との連携により、適切な支援に努める。</p>	<p>○ 青年期の発達障害者及びその家族を支援するために「つどいの場」を毎月第2・4水曜日に開催した。また、遠隔地の利用者の利便性を考慮し、大館市と湯沢市を会場に年4回、発達障害巡回相談・研修会を開催した。</p> <p>○ 利用者の求めに応じて、医療と教育の観点から適切な支援を行った。</p>			

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(2) 関係機関との連携			—	
<p>■ 発達障害に関する関係機関と情報を交換し、それぞれの機関の機能を十分活用しながら効果的に支援できるよう、連携と支援に努める。</p>	<p>● (年度計画なし)</p>	<p>○ 関係機関等主催による会議や研修会講師に積極的に参加し、当センターの機能、相談事例等を紹介し、広く理解促進と連携への協力を行った。 主なものは次のとおり。 就労支援センターあさひの郷、秋田県教育庁、秋田県精神保健福祉協会、秋田県母子福祉協会、秋田大学、秋田労働局、秋田障害者職業センター等</p>		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(3) 普及啓発・研修会等の実施			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<p>■ 発達障害の特性及び対処方法等について、家族はもとより、県民や関係機関に理解の促進を図るため、資料の作成による普及啓発や研修会等を行う。</p>	<p>● 市町村や県（教育庁含む）、関係施設の職員等の資質向上に資するため、県内3地区で「発達障害支援者研修会」を開催する。</p>	<p>○ 講演・研修会の実施 講演会を開催した。 期日：10月13日 会場：秋田県正庁 内容：「発達障害を持つ子どもの親への支援のあり方」 講師：駒木野病院児童精神科 診療部長 笠原麻里先生（参加者129人）</p> <p>県内3地区で「発達障害支援者研修会」を開催した。 中央地区：11月26日 秋田県立医療療育センター（参加者28人） 県北地区：11月8日 北秋田市交流センター（参加者8人） 県南地区：11月7日 秋田県立近代美術館（参加者26人）</p> <p>県南・県北地区で「発達障害基礎研修会」を開催した。 県北地区：7月30日 北秋田市交流センター（参加者17人） 県南地区：7月23日 秋田県立近代美術館（参加者44人）</p> <p>「成人期支援研修会」を開催した。 【支援者向け】 期日：8月3日 会場：秋田県立秋田きらり支援学校 内容：「成人期の発達障がいの方々のご家族を支えるためのいくつかの視点 ～家族それぞれに幸せになる～」 講師：札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる所長 加藤 潔氏（参加者140人）</p> <p>【一般向け】 期日：8月4日 会場：秋田県中央地区老人福祉総合エリア 内容：「成人期の発達障がいの方々の就労支援と余暇支援 ～就労と余暇は深い仲～」 講師：札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる所長 加藤 潔氏（参加者69人）</p>		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(4) 支援員の知識・技術の向上			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談・支援・就労等の各支援員は、専門研修会に積極的に参加し、知識・技術の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談・支援・就労等の各支援員は、専門研修会に積極的に参加し、知識・技術の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援センター全国連絡協議会等の専門研修会に3人、延べ16回参加した。 		
(5) 家族団体や関係機関等による連絡会の開催			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発達障害児・者への総合的な支援の在り方を検討するため、家族団体や関係機関等により構成される連絡会を定期的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害児・者への総合的な支援の在り方を検討するため、新たに家族団体や関係機関等で構成する「発達障害者支援センター連絡協議会」(年1回)を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「秋田県発達障害者支援センター連絡協議会」を開催した。 第1回 平成24年8月29日(19名) 第2回 平成25年2月7日(18名) 		
(6) 苦情対応窓口の設置・対応			-	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 苦情に迅速かつ適切に対応するため窓口を設置し、解決に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● (年度計画なし) 			

				評価
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				A
1 効率的な運営体制の構築				B
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評価	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(1) 管理体制の構築			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人の運営実態を考慮した、より効率的、効果的な組織体制を構築する。 ■ 療育従事者の弾力的な配置等により、利用者動向の変化等へ対応し、療育サービスの向上と良好な経営に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 理事会を原則毎月1回開催する等、迅速かつ効率的な運営体制を構築する。 ● 療育従事者の弾力的な配置等により、利用者動向の変化等へ対応し、療育サービスの向上と良好な経営に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会を法人の運営実態に即して年7回開催し、業務運営に迅速に反映させた。 ○ 通園部に保健師資格所有の看護師を配置し、通園児童の健康の維持管理及び増進に努めた。 		

中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(2) 効率的な業務運営の実現			B	概ね年度計画どおり実施していると認められるが、より効率的な業務運営に向け、計画的な対応が望まれる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の見直しや、医療・療育情報や財務会計、人事給与等の各種システムの導入等により、効率的な業務運営に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の見直しや、医療・療育情報や財務会計、人事給与等の各種システムの改善等により、効率的な業務運営に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・療育情報システム、財務会計システム、人事給与システムについては、適宜システムの見直しを図り、より実態に即したシステムへ改善する等の業務効率化に努めた。 		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(3) 職員の意識改革			B	概ね年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務運営の改善に向けた教育・研修会等を通じて、職員のコスト意識の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務運営の改善に向けた教育・研修会等を通じて、職員のコスト意識の向上に努め、収支改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月行っている運営会議において、事業実績・収支予算の状況を報告し、職員の経営意識及びコスト意識の向上に努めた。 		

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				評定
2 施設経営に携わる事務部門の職員の確保・育成				A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(1) 事務職員の専門性の向上			A	年度計画どおり実施していると認められる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 経営や診療報酬事務等の専門研修を実施し、事務職員の専門性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務職員の専門性の向上を目的とする研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公認会計士による会計指導を受講した。(2回) 		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(2) 人材の確保			-	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるよう、関係法令及び医療事務に精通し、経営感覚と交渉能力に長けた人材の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● (年度計画なし) 			

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				評 定
3 収入の確保、費用の節減				A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(1) 収入の確保			B	<p>医業収益、福祉収益ともに増加傾向にあり、収入確保に向けた取組の成果がみられるが、未収金回収に向けた規程の整備が行われておらず、早期の対応が求められる。</p>
<p>■ これまで蓄積してきた既存サービスを充実させるほか、次の新規サービス等により、収入の確保に取り組む。</p> <p>ア 重症心身障害児・者の受入れの拡大</p> <p>イ 超重症心身障害児の受入れの拡大</p> <p>ウ 発達障害児・者の受入れの拡大</p> <p>エ 障害歯科の受入れの拡大</p> <p>オ セラピストによる療法の充実</p> <p>カ 高度医療機器による検査の充実</p> <p>■ 診療報酬の請求漏れ及び減点の防止を徹底するとともに、診療報酬制度の研究に努め、収益向上につながるよう業務の見直しを図る。</p> <p>■ 未収金の発生を未然に防止するとともに、早期の回収に取り組む。</p> <p>■ 病床管理の弾力化による病床利用率の維持向上に取り組む。</p>	<p>● これまで蓄積してきた既存サービスを充実させるほか、次の新規サービス等により、収入の確保に取り組む。</p> <p>ア ひばり病棟への重症心身障害児・者の受入れの拡大</p> <p>イ 超重症児用病床の拡張による受入れの拡大</p> <p>ウ リハビリテーション検査機器による検査件数の拡大</p> <p>エ 高度医療機器による検査機能の拡充</p> <p>オ 短期入所事業サービス体制の見直し</p> <p>● (年度計画なし)</p> <p>● 医療費等のセンター利用料金に係る未収金回収の要綱及びマニュアルに基づき、現年及び過年度における未収金の整理を図る。</p> <p>● (年度計画なし)</p>	<p>○ ア ひばり病棟受入れ入院患者数は、延べ9,206人。</p> <p>○ イ 超重症児（準超重症児）受入れ患者数は、延べ3,640人。</p> <p>○ ウ 三次元動作分析装置及びフォースプレートの導入により、平衡機能検査、動作分析検査などの検査内容の拡充を図った。</p> <p>○ エ ワイヤレスX線デジタル撮影装置等の医療機器の導入により、検査機能の拡充を図った。</p> <p>○ オ 病棟における短期入所利用児の受入れの拡充を図った。利用人数は、延べ215人。</p> <p>○ 未収金回収のための要綱及びマニュアルについては、作成までに至らなかった。</p>		
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
(2) 費用の節減			A	<p>年度計画どおり実施していると認められる。</p>
<p>■ 物品購入については、在庫管理の徹底や、購入動機、使用、管理について点検を行うとともに汎用品の購入促進、複数年契約の導入、後発医薬品の採用など費用の節減に努める。</p> <p>■ 業務委託を進め、委託に当たっては委託先を精査の上、委託費の縮減を図る。</p>	<p>● 物品購入については、在庫管理の徹底や、購入動機、使用、管理について点検を行うとともに汎用品の購入促進、複数年契約の導入、後発医薬品の採用など費用の節減に努める。</p> <p>● 業務委託を進め、委託に当たっては委託先を精査の上、委託費の縮減を図る。</p>	<p>○ 物品購入にあたって、在庫状況の把握に努めたほか、購入の際にはその必要性等を精査した。</p> <p>○ 後発医薬品の採用は27品とした。</p> <p>○ 委託先の選定にあたって、競争性が働くものについては競争入札を実施し、経費の縮減に努めた。</p>		

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画						評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
						A	年度計画どおり実施していると認められる。	
中期計画の項目		年度計画の項目		年度計画に係る実績				
1 予算		平成24年度予算		平成24年度決算				
平成22年度～平成26年度 (百万円)		平成24年度予算 (百万円)		平成24年度決算 (百万円)				
区	分	金額	区	分	金額			
収入			収入					
医療福祉収益		4,026	医療福祉収益		768	医療福祉収益	887	
受託事業収益		288	受託事業収益		1	受託事業収益	1	
運営費交付金		3,464	運営費交付金		655	運営費交付金	688	
その他収益		23	その他収益		2	その他収益	7	
計		7,801	計		1,426	計	1,583	
支出			支出			支出		
人件費		5,523	人件費		1,101	人件費	1,077	
うち職員退職手当金		210	うち職員退職手当金		9	うち職員退職手当金	39	
事務管理費		1,036	事務管理費		180	事務管理費	188	
事業材料費		1,236	事業材料費		143	事業材料費	211	
その他経費		6	その他経費		2	その他経費	0	
計		7,801	計		1,426	計	1,476	
[人件費の見積り]			[人件費の見積り]					
■ 期間中総額5,523百万円を支出する。 なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く。）の額に相当するものである。			● 期間中総額1,101百万円を支出する。 なお、当該金額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び法定福利費等（共済組合負担金を除く。）の額に相当するものである。					
2 収支計画		平成24年度		平成24年度				
平成22年度～平成26年度 (百万円)		平成24年度 (百万円)		平成24年度 (百万円)				
区	分	金額	区	分	金額	区	分	金額
収入の部		8,251	収入の部		1,541	収入の部		1,701
医療福祉収益		4,026	医療福祉収益		768	医療福祉収益		887
受託事業収益		288	受託事業収益		1	受託事業収益		3
運営費交付金収益		3,340	運営費交付金収益		655	運営費交付金収益		644
雑益		597	雑益		117	雑益		167
資産見返運営費交付金戻入		74	資産見返運営費交付金戻入		15	資産見返運営費交付金戻入		14
資産見返物品受贈額戻入		500	資産見返物品受贈額戻入		100	資産見返物品受贈額戻入		148
その他の収益		23	その他の収益		2	その他の収益		5
支出の部		8,251	支出の部		1,541	支出の部		1,632
人件費		5,523	人件費		1,101	人件費		1,077
うち職員退職手当金		210	うち職員退職手当金		9	うち職員退職手当金		39
事務管理費		912	事務管理費		180	事務管理費		178
事業材料費		1,236	事業材料費		143	事業材料費		211
減価償却費		574	減価償却費		115	減価償却費		166
雑損		6	雑損		2	雑損		0
純利益		0	純利益		0	純利益		69

中期計画の項目		年度計画の項目		年度計画に係る実績		評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
3 資金計画		平成24年度		平成24年度			
平成22年度～平成26年度 (百万円)		(百万円)		(百万円)			
区 分	金額	区 分	金額	区 分	金額		
資金収入	7,801	資金収入	1,426	資金収入	1,583		
業務活動による収入	7,801	業務活動による収入	1,426	業務活動による収入	1,583		
医療福祉サービスによる収入	4,026	医療福祉サービスによる収入	768	医療福祉サービスによる収入	887		
受託事業による収入	288	受託事業による収入	1	受託事業による収入	1		
運営費交付金による収入	3,464	運営費交付金による収入	655	運営費交付金による収入	688		
うち職員退職手当金	210	うち職員退職手当金	9	うち職員退職手当金	39		
その他の収入	23	その他の収入	2	その他の収入	7		
投資活動による収入	0	投資活動による収入	0	投資活動による収入	0		
財務活動による収入	0	財務活動による収入	0	財務活動による収入	0		
資金支出	7,801	資金支出	1,426	資金支出	1,476		
業務活動による支出	7,663	業務活動による支出	1,416	業務活動による支出	1,466		
投資活動による支出	138	投資活動による支出	10	投資活動による支出	10		
財務活動による支出	0	財務活動による支出	0	財務活動による支出	0		
次期中期目標期間への繰越金	0	次期中期目標期間への繰越金	0	次年度への繰越金	107		
(注)							
予 算：療育機構の業務運営上の予算を、現金主義に基づき作成するもので、県の予算会計に該当するもの。							
収支計画：療育機構の業務の収支計画を、発生主義に基づき明らかにし、純利益又は純損失という形で表すもの。							
資金計画：療育機構の業務運営上の資金収入・資金支出を、活動区分別（業務・投資・財務）に表すもの。							

中期計画の項目		年度計画の項目		年度計画に係る実績		評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
IV 短期借入金							
<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 限度額 300,000,000円 ■ 2 想定される短期借入金の発生事由 運営費交付金の交付時期の遅れによる一時的な資金不足等への対応 		<ul style="list-style-type: none"> ● 1 限度額 300,000,000円 ● 2 想定される短期借入金の発生事由 運営費交付金の交付時期の遅れによる一時的な資金不足等への対応 		○ 年度計画における実績はない。			

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画				評 定
中 期 計 画 の 項 目	年 度 計 画 の 項 目	年 度 計 画 に 係 る 実 績	評 定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
■ 中期計画期間における計画はない。	● 中期計画期間における計画はない。			

VI 剰余金の使途				評 定
中 期 計 画 の 項 目	年 度 計 画 の 項 目	年 度 計 画 に 係 る 実 績	評 定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等
■ 決算において生じた剰余金は、施設の整備、医療機器の購入及び将来の資金需要への対応のため、預金等に充てる。	● 決算において生じた剰余金は、施設の整備、医療機器の購入及び将来の資金需要への対応のため、預金等に充てる。	○ 年度計画における実績はない。		

VII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項				評 定																		
1 施設及び設備の整備に関する計画				評 定																		
中 期 計 画 の 項 目	年 度 計 画 の 項 目	年 度 計 画 に 係 る 実 績	評 定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等																		
<p>■ 高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機器等備品</td> <td>百万円 138</td> <td>運営費交付金</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額	財 源	医療機器等備品	百万円 138	運営費交付金	<p>● 高度専門療育の充実のため、施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、計画的に整備を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機器等備品</td> <td>百万円 10</td> <td>運営費交付金</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	予定額	財 源	医療機器等備品	百万円 10	運営費交付金	<p>○ 施設及び高度医療機器の整備計画を策定し、ワイヤレスX線デジタル撮影装置の設備の充実を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>実績額</th> <th>財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機器等備品</td> <td>百万円 10</td> <td>運営費交付金</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	実績額	財 源	医療機器等備品	百万円 10	運営費交付金		<p>年度計画どおり実施していると認められる。</p>
施設・設備の内容	予定額	財 源																				
医療機器等備品	百万円 138	運営費交付金																				
施設・設備の内容	予定額	財 源																				
医療機器等備品	百万円 10	運営費交付金																				
施設・設備の内容	実績額	財 源																				
医療機器等備品	百万円 10	運営費交付金																				

VII 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項					評定
2 人事に関する事項					A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
<p>■ (1) 職員の適切な配置 障害児・者を取り巻く動向の変化に応じながら、良質で安全な療育を効率的に提供するため、療育従事者数及び部門間配置については弾力的な人員管理を行う。</p> <p>■ (2) 人事評価システム、業績や勤務成績を反映した給与制度（年俸制度、手当等）の検討 職員の業績や能力を職員の給与に反映させるとともに、職員の育成、人事管理に活用するため、第2期中期目標の開始年度の平成27年度の導入に向けて検討を行う。</p>	<p>● (1) 職員の適切な配置 障害児・者を取り巻く動向の変化に応じながら、良質で安全な療育を効率的に提供するため、療育従事者数及び部門間配置については弾力的な人員管理を行う。</p>	<p>○ 通園部に保健師資格所有の看護師を配置し、通園児童の健康の維持管理及び増進に努めた。</p>		<p>年度計画どおり実施していると認められる。</p>	
3 職員の就労環境の整備					A
中期計画の項目	年度計画の項目	年度計画に係る実績	評定	評価結果の説明及び特筆すべき事項等	
<p>■ 良好で快適な就労環境の整備・維持に努め、定期的な職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>● 良好で快適な就労環境の整備・維持に努め、定期的な職員のヘルスケアを実施する。</p>	<p>○ 職員研修会で職員のメンタルヘルス及びインフルエンザ等感染症について研修し、職員のヘルスケアに努めた。（2回）</p>		<p>年度計画どおり実施していると認められる。</p>	